

筑波大学審査学位論文（博士）
論文概要

旧制中学校国語科における文法教育の課題
—作文教育との関連に着目して—

人間総合科学研究科 学校教育学専攻

勘米良 祐太

1. 問題の所在と研究の目的

現在の中学校国語科において指導されている文法体系、いわゆる学校文法は、文部省（1943／昭和 18）『中等文法』によって示されたとされる。学校文法に対しては、その内容が書くこと、読むことといった言語活動と関連をもてていない点が批判されている。

学校文法が、このような文法論そのものを理解するための内容を示すに至った遠因は、『中等文法』の基盤となった東京帝国大学教授・橋本進吉（1882-1945）の文法論にある。橋本進吉は、『新文典別記 初年級用』（1931／昭和 6）において、文法教育の目的を「出来るだけ明瞭で徹底した国文法の知識を得させる」ことにおく。このような学校文法の内容は、80 年あまりのあいだ批判にさらされている。それにもかかわらず、学校文法の内容は変わらず教えられ続けている。

これまでの学校文法批判が学校文法を変える力をもたなかった原因を、山東（2007）は、文法教育史に関する考察がかならずしも十分ではない点に求める。山東は、橋本文法を批判する前に、まず現在の学校文法が、それまでの文法教育の何を批判したのかを十分に明らかにすべきと主張する。山東が示唆するように、たとえば東京高等師範学校附属中学校（1907）は、1907（明治 40）年の時点ですでに、文法教育が「文章」や「作文」などといった「運用に熟せしむること」に課題があることを指摘している。また、言語学上の妥当性を重視する「科学的文法」より、「実用」に向けた教育内容が必要であると主張している。つまり明治期においても、文法と他領域との関連は明確にその必要性が主張されていたのである。山東の主張をもとに考えれば、橋本らは、東京高等師範学校附属中学校らのような批判を受けながら、あえて文法と他領域との関連を求めなかったといえる。ここから、橋本らがあえて他領域との関連を取り下げた原因、言いかえれば、明治～大正～昭和初期の文法教育が他領域と関連をもつことをめざしてどのような取り組みを行い、どのような問題を乗り越えられなかったのかを考察する必要性が見えてくる。このような歴史的考察を抜きに学校文法を批判しても、その批判は、橋本らの直面した課題をふまえず、同様の課題の前で行き詰まってしまうと考えられるためである。

以上のような経緯から、本研究は、橋本以前における文法教育の取り組み、とくに他領域と関連をもつための取り組みにどのような課題が残ったのかを明らかにすることを主たる目的とする。このような考察により、現在の学校文法を改善するための理論的基盤を得ることをめざす。

2. 論文の概要

以上の議論をふまえて分析・考察を行った結果、本研究の概要は以下ようになった。

第 1 章においては、「要目」以前（明治 35 年以前）における文法教育と作文教育の関係について論じた。文法に関しては、三土忠造『中等国文典』を分析し、同時代における文法教育の特徴について考察した。その結果、教材配列については、同じ事項に繰り返しふれながら徐々に応用的な内容を提示する工夫（同教科書内の表現では「円周教案」的工夫）が見

られるものの、教育内容については、それ以前における「古典読解」のための文法と類似点が多いことがわかった。ここから、三土の文法教科書は「要目」の前史にあたる教科書として位置づけられる。作文に関しては、小中村清矩・中村秋香編『日用文鑑』を分析し、当時における作文教育の規範の変化について、とくに過去・完了の助動詞に着目して考察した。その結果、『日用文鑑』は改訂の過程（明治27～32年）において、「つ・ぬ」といった「抒情的」助動詞の使用を減らし、「き・り」といった「客観的」助動詞の使用を精選する傾向が見えた。このような傾向は、前述の三土などの文法教科書には見られないものだった。ここから、「要目」以前の時点で、文法と作文の内容にはすでにずれが出始めていると考えられる。

第2章においては、明治35年版「要目」期における科目「文法及作文」について考察した。抱き合わせの科目「文法及作文」が設定されるにあたって、「文法」と「作文」がどのように互いに関連をもとうとしたのか（あるいはしなかったのか）についての考察である。文法に関しては、第一に、「要目」前後で刊行された同一編者の教科書5点を互いに比較することで、「要目」発布による教育内容の変化について考察した。その結果、「要目」初期には「口語と文語の対照」といった形態論に関する事項が充実するものの、「文の成分の取り扱い」といった統語論に関する事項は、教科書ごとに記述が安定していないことがわかった。第二に、「要目」作成者の一人である芳賀矢一が、自身の教科書『中等教科明治文典』において、上記の課題をどのように乗り越えようとしたか考察した。その結果、芳賀の教科書の特徴は「書かざるべからず」といった句に「活用連語」という名称を与え、整理しなおしたところにあるとわかった。ただし同様の概念は芳賀以前の教科書にも見られるものであり、完全に芳賀の創見というわけではない。ここから、「文法及作文」下における文法は、初期の教科書にせよ芳賀にせよ、基本的には従来の教育内容を踏襲していたと位置づけられる。一方、作文に関しては、「要目」前後でともに教科書を刊行している友田宜剛（ともだよし）の教科書を比較することで、「要目」発布による教育内容の変化について考察した。その結果、「要目」後の作文は「文法」や「高度なレトリック」といった他科目でも指導可能な内容を減らし、「基礎的なレトリック」や「作文の基本」といった作文科固有の事項を増やしていることがわかった。ここから、作文は相対的に他科目からの独立性を高めようとする「作文科の独立」を目指していたといえる。以上の結果から、「文法及作文」下における文法と作文は、「要目」以前に比べお互いのずれをさらに大きくしているといえる。「文法及作文」における「及」とは、文法と作文とを有機的に関連づけるという意味での「及」ではなく、文法と作文とを別個のまま並べるとの意味での「及」だったのである。

第3章においては、明治44年版「要目改正」期における文法と作文との関連について考察した。「要目改正」は、文法の目的を「実用」においたうえで、他科目においても文法を「附帯」的に指導することを求めた。一方、作文は単独の科目「作文」がおかれることで、相対的な自立性を確保するに至った。そこで本章では、この「要目改正」下における文法と作文との関連の実態について考察した。文法に関しては、「要目改正」前後で刊行された同

一編者の教科書 10 点を互いに比較することで、「要目改正」発布による教育内容の変化について考察した。その結果、「要目改正」期には「主語」「述語」といった文の成分を先に導入したうえで、「文中で主語となる品詞が名詞である」といったように帰納的に品詞を定義する「文の成分優先の方針」がとられるようになった。これは文法が、作文と関連をもつことを目指してはじめて具体的に教育内容を見直した措置といえる。ただしこの措置は、大正後期に至って、学習者が理解しづらいという理由から取り下げられてしまった。作文に関しては、「要目改正」前の教育雑誌上における議論を分析することで、科目「作文」設定時における作文教育の課題について考察した。その結果、「要目改正」前には作文指導の力点が（文体・修辞等の）形式から内容に移っていること、および、国語及漢文科にかぎらず他教科と作文との関連のため、作文を単独の教科にすべきという主張が行われていたことを明らかにした。これは前章までの議論に照らせば、「作文科の独立」をさらに推し進めた措置と位置づけられる。ここから、「要目改正」期においても（意欲的な取り組みはあったものの）文法と作文との関連は不調に終わったと考えられる。

第 4 章においては、昭和 6 年版「要目再改正」下において、文法教育の目的が文法論そのものの「理解」におかれ、他領域との関連を取り下げた原因について考察した。前述のとおり、「文の成分優先の方針」は、大正後期になってその重要性を低下させていた。しかしこの「要目再改正」下において、橋本はあらためて「文の成分優先の方針」による品詞の定義を行っている。一度取り下げられた内容を再び取りあげたいうところから、橋本が文法論そのものの「理解」と、「文の成分優先の方針」を関連づけている可能性に着目した。そのような観点から橋本の文法教育論を考察したところ、橋本が「文の成分優先の方針」を重視したのは、(ア) 文法論として、ある文法事項が上位の文法カテゴリをどのように説明できるか（たとえば、ある品詞が文の中でどのような成分となると説明できるか）という「言語構成の法則」を重視したため、(イ) 文法教育論として、ある現象を観察してその背後にある法則を分析する「科学的観察の訓練」、および国民の思考の様式を知るという「国民的精神の教育」を重視していたため、ということが明らかになった。

終章においては、本研究における議論を総括したうえで、橋本以前における文法教育に関する課題として次の 2 点を指摘した。(1) 学習者の実情をふまえつつ、作文と関連をもつための文法に関する教育内容の開発が困難だったこと、(2) 作文が「作文科の独立」を目指し、その結果として、文法との関連が求められなくなったこと。学校文法の改善にあたっては、これらの点を前提とする必要がある。